

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 1 日

指定児童発達支援事業所 御中

沖縄市障がい福祉課
(公印省略)

児童発達支援における送迎加算の取扱いについて

平素より障がい福祉事業についてご理解とご協力を賜り、誠に感謝申し上げます。
みだしの件につきまして、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

記

児童発達支援における送迎加算について、従来の取り扱いに加え、以下の要件をいずれも満たす場合に限り、事業所と保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という）間の送迎についても、当該加算を算定して差し支えないものとする。

【算定要件】

1. 事業所、保育所等、保護者の三者間で、送迎時の児童の引継ぎ方法等（乗降場所、送迎担当者、送迎時間、当日の児童の状態等に関する引継手段など）について、事前に調整を行っていること。
2. 上記 1 について、事前に個別支援計画書等に記載し、保護者から同意を得ていること。
3. 利用児童及び保護者が安心安全に利用できる体制が確保されていること。

【注意事項】

1. 本取扱いに伴い当該加算を算定する場合は、上記算定要件を満たすことが確認できる関係資料を適切に保管し、市から確認・提出を求められた場合は速やかに提示できるようにしておくこと。
2. タクシーのように毎回場所が変わるような不特定の場所への送迎方法は認められない。
3. 本取扱いは、対象児童の事業所を利用する機会が失われることを防ぐための措置である。

【適用時期】

本取扱いは、令和 8 年 6 月 1 日以降のサービス提供分から適用する。

以上

沖縄市障がい福祉課
支援第 1 係（請求担当）
支援第 2 係（児サービス担当）
TEL: 098-939-1212 (内線 3161)